

# 平成29年度栃木労働局労働基準担当部署の重点施策

過労死等の防止、女性の活躍促進、経済の好循環の実現等が求められ、労働基準行政の役割は変化している。今後の労働基準行政においては、労働基準関係法令に基づく最低限の労働条件の確保に加え、雇用環境・均等室と労働基準部が連携し、労働条件の向上に向けた総合的な施策を推進する。

そして、「地方創生の実現に向けた働き方改革による労働環境の整備」のため、次に掲げる4点を重点として平成29年度の労働基準行政の施策を展開する。

- 働き過ぎの防止等
- 労働条件の確保・改善
- 労働者の安全と健康の確保
- 被災労働者等に対する迅速・適正な労災補償給付

## 1. 働き過ぎの防止等「働き方改革」の推進などを通じた良質な労働環境の確保等

- (1) 働き過ぎ防止に向けた取組の推進
  - ア 過労死等防止対策の推進
  - イ 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止に係る監督指導等
- (2) 労働条件の確保・改善対策
  - ア 法定労働条件の確保等
    - (ア) 基本的労働条件の確立等
    - (イ) 賃金不払残業の防止
    - (ウ) 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組
    - (エ) 未払賃金立替払制度に基づく迅速かつ適正な処理
  - イ 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進
    - (ア) 自動車運転者
    - (イ) 外国人労働者、技能実習生対策の推進
    - (ウ) 障害者である労働者
    - (エ) 介護労働者
    - (オ) 派遣労働者
    - (カ) 医療機関の労働者
    - (キ) パートタイム労働者
  - ウ 労働時間法制の見直し内容の周知
  - エ 「労災かくし」の排除に係る対策の一層の推進

(3) 最低賃金制度の適切な運営（最低賃金額の周知徹底等）

## 2. 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり

- (1) 治療と仕事の両立支援の推進
- (2) 労働災害を減少させるための対策
  - ア 重点業種と対策
    - (ア) 第三次産業
    - (イ) 陸上貨物運送事業
    - (ウ) 製造業
    - (エ) 建設業
  - イ 業種横断的な対策
- (3) 自主的な安全衛生活動の推進
- (4) 職場におけるメンタルヘルス・健康管理対策
  - ア メンタルヘルス対策の推進
  - イ 労働者の健康管理対策の推進
- (5) 化学物質による健康障害防止対策
- (6) 石綿健康障害予防対策
- (7) 除染等における労働者の健康障害防止対策
- (8) 熱中症予防対策
- (9) 受動喫煙防止対策

## 3. 労働補償対策の推進

- (1) 労災保険給付等の迅速・適正な処理
- (2) 過労死等事案に係る迅速・適正な処理
- (3) 石綿救済制度等に係る周知徹底及び石綿関連疾患の請求事案に係る迅速・適正な処理
- (4) マイナンバー制度への適切な対応
- (5) 労災診療費の支払いの適正化
- (6) 休業（補償）給付と障害厚生年金等の併給調整の確実な実施
- (7) 行政争訟に当たっての的確な対応

## 4. 労働基準監督署の窓口サービスの向上、各種権限の公正かつ斉一的な行使

5. 社会保険労務士制度の適切な運営
6. 家内労働対策の推進